

## カテゴリ構成及び名称について

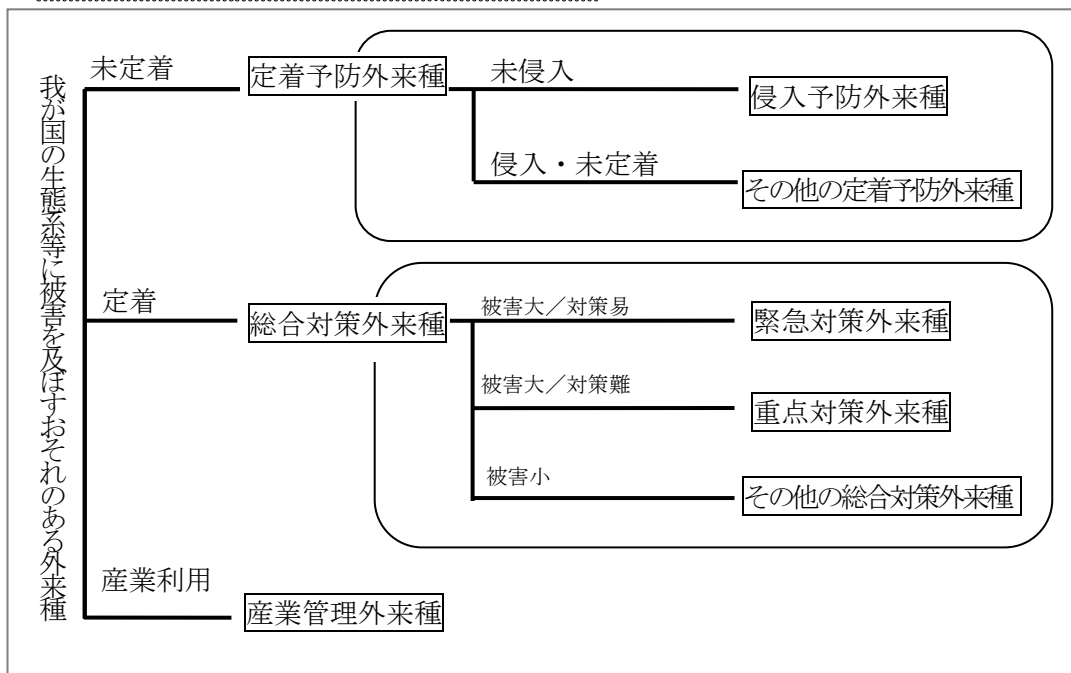
- リストは、生物多様性条約第 10 回締約国会議（2010（平成 22）年 10 月 愛知県名古屋市にて開催）において採択された愛知目標における侵略的外来種に係る個別目標、「2020 年までに、侵略的外来種とその定着経路が特定され、優先順位付けられ、優先度の高い種が制御され又は根絶される。（略）」に端を発し、日本国にとっての侵略的外来種を整理したもの。掲載種毎の侵入・定着の状況等を踏まえ、国、地方自治体、事業者、NGO・NPO、国民等の様々な主体に対し、分かりやすく位置付けや対策優先度を示すことで、外来種についての関心と理解を高め、適切な行動を呼びかけることで、外来種対策の進展を図ることを目的としている。
- また、同時期に作成した外来種被害防止行動計画において、現行リストは「本計画で示す外来種対策を実施していくに当たっての基礎資料」とされており、リスト掲載種について、そのカテゴリ区分に応じて、外来種対策に係る各主体が取るべき対策（行動）が行動計画において示されているという関係性にある。2023（令和 5）年 10 月より開始した同計画の見直しに係る議論も踏まえて、改定後の行動計画においては、カテゴリ区分に応じた行動をより具体的に提示していきたいところ。
- リスト検討会においては、当該計画の見直しに係る議論（参考 2 参照）も踏まえつつ、カテゴリの構成及び名称についてご確認いただきたい。

## ＜生態系被害防止外来種リスト カテゴリ構成及び名称の見直し案＞

| 現行リスト              | 改定リスト                |
|--------------------|----------------------|
| <u>定着予防外来種</u>     | ▶ <u>侵入・定着防止</u> 外来種 |
| 侵入予防外来種            | ▶ 侵入予防外来種            |
| <u>その他の定着予防外来種</u> | ▶ <u>定着阻止</u> 外来種    |
|                    | ▶ 産業管理外来種            |
| <u>総合対策外来種</u>     | ▶ <u>総合対策</u> 外来種    |
| <u>緊急対策外来種</u>     | ▶ <u>防除実践</u> 外来種    |
| <u>重点対策外来種</u>     | ▶ <u>防除研究</u> 外来種    |
| <u>その他の総合対策外来種</u> | ▶ <u>防除検討</u> 外来種    |
| 産業管理外来種            |                      |

【参考1】 現行リストのカテゴリ区分について

<現行リストに係る概要資料より抜粋、再構成>



(1) 未定着のもの…定着を予防する外来種（定着予防外来種）

国内に未定着のもの。定着した場合に生態系等への被害のおそれがあるため、導入の予防や水際での監視、野外への逸出・定着の防止、発見した場合の早期防除が必要な外来種。

(i) 侵入予防外来種：国内に未侵入の種。特に導入の予防、水際での監視、バラスト水対策等で国内への侵入を未然に防ぐ必要がある。（全26種。一例としてカワホトトギスガイ）

(ii) その他の定着予防外来種：侵入の情報はあるが、定着は確認されていない種。（全75種。一例としてミステリークレイフィッシュ）

(2) 定着が確認されているもの…総合的に対策が必要な外来種（総合対策外来種）

国内に定着が確認されているもの。生態系等への被害のおそれがあるため、国、地方公共団体、国民など各主体がそれぞれの役割において、防除（野外での取り除き、分布拡大の防止等）、遺棄・導入・逸出防止等のための普及啓発など総合的に対策が必要な外来種。

(i) 緊急対策外来種：「外来種被害防止行動計画」における対策の優先度の考え方にに基づき、被害の深刻度に関する基準に該当することに加え、対策の実効性、実行可能性に関する基準に該当する種。特に緊急性が高く、特に、各主体がそれぞれの役割において、積極的に防除を行う必要がある。（全50種。一例としてオオクチバス）

(ii) 重点対策外来種：「外来種被害防止行動計画」における対策の優先度の考え方にに基づき、被害の深刻度に関する基準に該当する種。甚大な被害が予想されるため、特に、各主体のそれぞれの役割における対策の必要性が高い。（全110種。一例としてスクミリンゴガイ）

(iii) その他の総合対策外来種（全150種。一例としてワカケホンセイインコ）

(3) 産業又は公益的に重要で利用されているが代替性のないもの…適切な管理が必要な産業上重要な外来種（産業管理外来種）

産業又は公益的役割において重要であり、現状では生態系等への影響がより小さく、同等程度の社会経済的効果が得られるというような代替性がないため、利用において逸出等の防止のための適切な管理に重点を置いた対策が必要な外来種。利用にあたっては種ごとに示す利用上の留意事項※に沿って適切に管理を行うことを呼びかけるもの。

※利用上の留意事項：産業管理外来種については、利用の回避・抑制、侵略性のない代替種の開発・普及又はリスクを低減若しくは抑制するための管理の実施・普及が期待される。掲載種には種毎に利用状況や利用上の留意事項を記載しており、産業管理外来種については利用上の留意事項に沿って適切な管理を行うことが期待される。（全 18 種。一例としてセイヨウオオマルハナバチ）

【参考2】新行動計画にて具体提示したいカテゴリ区分毎の取るべき対策（行動）について  
＜令和5年度第2回「外来種被害防止行動計画の見直しに係る検討会」資料より抜粋＞

① **定着予防外来種**（→**侵入・定着防止外来種**）：国内の野外定着を防止する。

【共通行動】

- ・法規制（特定外来生物／要緊急対処特定外来生物等）等の遵守を含む外来種被害予防三原則の徹底。
- ・侵入・定着状況のモニタリング及び早期対処。
- ・国内由来外来種や同種の生物導入による遺伝的攪乱への認識及び配慮の深化。

1) **侵入予防外来種**：国内侵入を防止する。

- 意図的な導入種に対しては法令及びリストに基づき、「入れない」の徹底。法規制がない外来種は、各主体による慎重な評価・判断に期待。やむを得ず入れる場合でも、導入量の抑制や代替法の検討の実施や、逸出防止等の適切な管理により「捨てない」を徹底。
- 非意図的に侵入する可能性がある種に関しては、関係者による日常的な侵入予防の徹底と、全社会的なモニタリングの徹底。
  - \* 輸入時の非意図的導入に対しては、あらかじめ注意すべき種の侵入経路を特定し、侵入する可能性がある拠点を中心とした関係者連携によるモニタリング及び侵入予防策の実施。
  - \* 輸入機材（船舶等）について型式指定（バラスト水処理設備を搭載等）、定期的な立入検査の実施などで水準向上を図る。船体付着に伴う非意図的な導入に対しては、化学的環境リスクと外来種侵入リスクのバランスを踏まえ、防汚塗料の評価、開発等を進める。コンテナについては、外来種の忌避剤を入れるなど非意図的導入リスクを下げる取組を行う。
  - \* 上記2点について、国際連携・相互理解も必須であるとの認識のもと、輸入品生産、輸出国での移動段階から一連の予防策を展開。細心の注意を払う。

2) **その他の定着予防外来種**（→**定着予防外来種**）：国内の野外定着を防止する。

- 意図的に導入する種は、可能な限り屋内で飼育、栽培等し、「捨てない」を徹底。やむを得ず野外利用する場合は、利用箇所以外への拡散防止を徹底。やむを得ず飼養等できなくなった場合でも、譲渡しによる他者での受入れや、処分を徹底。
- 非意図的に侵入した種については、侵入情報の早期共有により、関係者連携による初期防除を徹底し定着を防ぐ。同時に、未侵入地域（特に近隣地域）への警戒発信。定着予防後も、定期的な再発防止策をとる。

② **産業管理外来種**：産業利用を、適切な管理の下で行う。

- ・屋内管理時の逸出等防止策、処分時の適正な処理等含む適切な利用方針のもと、それに準

じた利用の徹底。野外での非意図的な分布拡大や被害の有無を随時モニタリングし、その結果に応じて、被害箇所での防除、代替種の利用、利用手段の改善等を積極的に検討。

- ・緑化植物については、国・民間団体等が提示している技術的指針も踏まえた利用の徹底。国内由来の外来種や同種の生物導入による遺伝的攪乱にも配慮。

### ③ **総合対策外来種**：被害防止のため防除等を実行する。

#### 【共通行動】

- ・防除の優先度に基づく戦略的で着実な防除の実施による、確実な防除目標の達成。その際、情報、人材、技術、資金等を有効活用。
- ・最新の分布情報や対策の成果について、積極的に蓄積。
- ・新たな飼養個体について「捨てない」、野外個体について「拡げない」を徹底し、とりわけ、未侵入地域ではそれらの普及啓発を積極的に実施。やむを得ず管理できなくなった場合でも、譲渡しによる他者での受入れや、処分を徹底。
- ・国内由来の外来種や同種の生物導入による遺伝的攪乱にも配慮。

#### 1) **緊急対策外来種** (→防除実践外来種)：野心的な防除目標を設定の上、積極的に防除する。

- ・種の特性、分布、定着段階及び被害等の状況を把握・分析の上、野心的な防除目標を設定し、防除成功事例や科学的知見を踏まえつつ、既知の防除手法により、積極的な防除を実行する。
- ・とりわけ定着初期の種については、根絶を目標とし、短期集中で総力を挙げた防除に取り組む。分布拡大期やまん延期の種においても、地域の状況に応じて地域根絶や低密度管理を目標として防除に取り組む。
- ・公のみならず民も含めて、多様な主体の人・金・モノ・情報の連携により、強力で防除を押し進める。
- ・定期的なモニタリングにより防除の成果を把握し、計画を見直して、順応的に対応する。
- ・種の防除のみならず、防除に資する自然環境整備にも注力。
- ・防除実績の記録及び発信により、防除手法や体制の改善等につなげる。

#### 2) **重点対策外来種** (→防除研究外来種)：防除に係る知見の蓄積と、実行可能な範囲での防除を同時に進める。

- ・防除の実行に不足する知見を整理の上、近縁種に係る知見等を参考に、防除手法や体制を検討。対策実現性の向上に努める。
- ・できることから実践（挑戦）することが肝要。

#### 3) **その他の総合対策外来種** (→防除検討外来種)：地域ごとの被害状況や対策の実行可能性に応じて、必要な対策を行う。

- ・【共通行動】で掲げた行動の実施に加え、地域ごとの被害状況や対策の実行可能性に応じて防除の実施について検討し、対策が必要と判断された場合には、1) 及び2) に準じた行動を実施する。